

千葉県告示第596号

千葉県市税条例（昭和49年千葉県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途千葉県告示で定める期日まで延長するので、同条例第5条第2項により告示します。

平成30年7月25日

千葉市長 熊谷俊人

都道府県名	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市